

# 台風等異常気象時における児童生徒の登下校について

扶桑町教育委員会

## 「暴風警報」が「扶桑町」に発表された場合

### 1 登校する前に、「扶桑町」に「暴風警報」が発表されている場合 <広報無線文案は学校のみ通知>

暴風警報 解除の時間帯	授業について	昼食について
① 午前6時30分前 までに解除	通常授業	<前日までに給食なし と決定した場合> 弁当・水筒持参
② 午前6時30分～ 午前11時前までに解除	午後1時に学校到着後、授業	昼食を家庭ですませる
③ 午前11時過ぎに 解除または継続中	休校とします。	

- ※ 上記午前6時30分以降暴風警報が継続されている間は、「自宅待機」となります。
- ※ 上記①～③の対応は、「広報無線」で連絡します。

### 2 登校後に、「扶桑町」に「暴風警報」が発表された場合

- (1) 警報発表時の気象状況・道路及び交通の状況を判断して、全児童生徒を安全に帰宅させ得ると認められた場合には、当日の授業を中止して速やかに下校させます。
  - (2) 通学路の通行が危険と認められるときは、下校をとどめ、安全が確保された時点で下校をさせます。長時間学校待機が続く場合は、関係諸機関と連絡を密にし、最善と思われる方法を取ります。
- ※ 上記(1)(2)の対応は、「広報無線」で連絡します。

暴風警報が発表されていないが

## 「大雨警報」「洪水警報」「雷注意報」「大雪警報」が「扶桑町」に発表された場合

始業前に、「大雨警報」「洪水警報」「雷注意報」「大雪警報」等が発表されており、日程を変更する場合は、朝7時の時点で「広報無線」で連絡します。連絡のない場合は、通常の授業を行います。

- ※ 地域の状況により激しい雨・増水など危険な場合は、保護者の判断で登校を見合わせてください。その折には、学校へ連絡をお願いします。

## 扶桑町において「震度5弱」以上の地震が発生した場合

震度5弱以上の地震が始業前に発生	休校とします。
震度5弱以上の地震が在校時に発生	授業を中止し 保護者による引き取り下校を行います。

保護者の方が引き取りに来られるまで、児童生徒を小中学校の所定の避難場所に待機させます。地震により緊急メール等連絡網も寸断され、保護者の皆様へ連絡が取れない場合も想定されます。学校から連絡がなくても引き取り、お迎えをお願いいたします。